

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

✓ 当社は、社会課題の解決と自社の成長をともに目指す『ダブル・マテリアリティの追求』の下、地域・経済格差解消への貢献、すべての人が生涯成長し続けることによるウェルビーイングの実現、持続可能なサプライチェーンの構築を重点課題として事業を展開しております。具体的には、独自の学研版地域包括ケアシステムによる多世代が心ゆたかに生きる社会実現のため、施設サービス、介護福祉周辺サービス、ウェルネスサービスについて、予防世代へのタッチポイント構築や健康寿命の延伸市場へのアプローチも模索しながら、オープンイノベーション、戦略的M&Aや事業承継を駆使して価値協創を追求してまいります。

✓ また当社は、もう一つの重点課題である業界全体の人材価値向上のため、介護士を養成する機関である学研アカデミー事業を通じ、自社ならびに業界全体の介護現場に良質な人材を安定的に供給することで人材不足課題解決に向けて社会的使命を果たしてまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意いたします。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

✓ 以上の考え方に沿った形で、当社は、学研グループとして策定した『学研グループ 調達方針と調達ガイドライン（※）』に基づき、持続可能な社会の実現に貢献するため、サプライヤーとともに責任ある調達活動に取り組んでまいります。（※法令・社会規範等の遵守、人権尊重と保護、権利の保護と良好な労働環境の整備、環境配慮、公平・公正な取引、品質・安全性、機密漏洩防止・情報管理、緊急事態発生時を想定した計画の策定といった項目から構成）

3. その他（任意記載）

✓ 福祉業界のトップカンパニー、また業界を牽引するリーディングカンパニーとして、今後も社会課題の解決に向けて積極的に取り組んでまいります。

✓ 真に持続可能な社会を実現するため、環境保全や安全、人権などに配慮した調達活動をお取引先とともに実施します。環境負荷低減も主眼に双方が果たすべき社会的な責任として、ともにより良いサービスと調達を行うため、対話を重ねてまいります。

2025 年 9 月 10 日

株式会社学研ココファン
企 業 名

代表取締役社長 森 猛
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。